

5/21 稲井

# 要介護高齢者770万人に

## 25年度現在の1・22倍

65歳以上のうち介護が必要になる人が、7年後の2025年度には全国で現在より約141万人増え、1・22倍の約770万人と推計されることが、47都道府県の介護保険事業支援計画を基にした共同通信の集計で20日、分かった。福井県は17年12月の4万249人から4千人余り増え、25年度には4万4335人になると推計される。

## 福井は4万4335人、1・10倍

25年は国塊の世代が全員75歳以上になり、社会保障費の

大幅増が予想されることから「2025年問題」と呼ばれる。介護保険も要介護者数の

増加で費用が膨らみ、財源確

保策が課題となるほか、サ一

ビスの整備や担い手不足への

対策が求められそうだ。

介護の必要度は、最も軽い

要支援1から最重度の要介

護5まで7段階に分かれる。

要介護認定を受けた人は17

年12月現在では約629万

人。

25年度にかけて要介護者が

最も急激に増えるのは、千葉

県で1・37倍。神奈川県の1

・35倍、埼玉県の1・34倍と

続く。増加幅が小さいのは和

歌山、島根両県の1・05倍、

厚生労働省の3年前の集計

山形県の1・07倍などだつ

た。福井県は1・10倍。

高齢者人口に占める要介護

者数の割合（要介護認定率）

は、全国平均で17年12月の18

・1%から25年度には21・3

%に上昇する見通し。福井県

は17年12月の17・6%から19

・0%になる見込み。最も高

くなるのは大阪府で25・9

%。次いで京都府が23・9%

愛媛県23・5%などだった。

最も低いのは山梨県の17・2

%で、茨城県17・9%、静岡

県18・3%と続いた。

では、25年度の要介護者数は約826万人と推計されており、今回は約56万人減った。17年の要介護者も3年前の推計値に比べ、既に約39万人少なくなっている。介護予防の取り組みが進んだことや、高齢者の健康意識の高まりなどが作用したとみられる。

**要介護認定** 介護保険サービスの利用希望者にどの程度の介護が必要かを心身の状態や生活状況から市区町村が評価する。介護の必要がないとする非該当（自立）を除き、要介護度は軽い順から要支援1、2と要介護1～5の7段階で、要介護度に応じてサービス内容や1ヶ月の利用限度額が決まる。利用限度額は要支援1が5万30円、要介護1が36万650円などで、いずれも利用者負担は1～2割。特別養護老人ホームへの新規入所は原則、要介護3以上に限定されている。

2025年問題	
38万8088	1.23
8万3395	1.13
8万3406	1.09
13万4665	1.22
8万0724	1.14
6万8301	1.07
12万6387	1.17
12万4442	1.26
10万5668	1.24
11万8300	1.26
36万6374	1.34
34万9565	1.37
73万4217	1.27
51万0464	1.35
15万5759	1.18
7万1747	1.19
6万6388	1.17
6万4335	1.14
12万7929	1.16
11万6416	1.20
20万0992	1.27
37万0904	1.15
11万0627	1.29
7万8294	1.25
17万4167	1.20
61万4944	1.21
35万6670	1.32
9万5607	1.05
7万0873	1.15
3万9031	1.05
4万9640	1.16
13万2443	1.13
17万4515	1.15
10万0984	1.15
5万6252	1.15
10万2737	1.14
3万0042	1.09
32万3570	1.24
10万1949	1.17
12万1700	1.15
10万4633	1.17
7万8769	1.21
6万5946	1.15
11万0703	1.11
6万9720	1.27
770万0484	1.22

北海道 森手 城田 形島 城木 馬玉 葉京川 濵山 川井 梨野 阿岡 知重 賀部 阪唐良山 取根山 島口 島川 嫌知 岡賀崎 本分 崎島 繩  
北青岩 宮秋山 福茨 楠群 埼千 東神 新富石 福山 長岐 静愛 三滋 京大 兵奈 和鳥島 因広 山德 愛高 福佐長熊 大宮 鹿沖  
要介護高齢者数の推計

※群馬県は40～64歳を含む人數で、10人の位を四捨五入した概数

5/21  
福

## 利用者負担原則2割も

### 介護保険 費用抑制に、らむ

高齢化の進行に伴い、2025年度に介護を必要とする人は、現状より約141万人増えることが自治体の推計で分かった。費用の膨張を抑えようと、政府内では介護保険サービスを利用した際の自己負担を引き上げる案などが出ている。介護計画（ケアプラン）作成への利用者負担導入も検討されており、将来的に一定の負担増は避けられない見通しだ。

サービス利用時の自己負担は0年度の介護保険制度スタート以降、一律1割だったが、15年から一定以上の所得者は2割となり、高所得者は8月から3割に引き上げられる。さらに財務省は2割負担原則とするよう求めているが、厚生労働省は慎重姿勢。ただ、2割負担となる所得ラインを引き下げ、対象を広げる可能性はありそうだ。

ケアマネジャーによる介護

計画作成や毎月の管理業務は現在は利用者負担なしだが、財務省は通常の介護サービスと同様に負担を求めるよう提案。厚労省は3年後の介護報酬改定での導入を視野に入れる。

このほか軽度者への通所・訪問介護では、要支援1・2を受けサービスを介護保険から市区町村の事業へ移したのに続き、要介護1・2向けも移行させることを検討。サービスの担い手を専門職以外にすることで、費用を抑える狙いがある。ただ高齢者の負担増や給付抑制は与党内で慎重論が強く、いつまでも実現するかは不透明だ。